

学 部 長 研 究 科 長	学 生 部 長	事務部 部 長	事務部 副 部 長	学生支援課課長	各学部・研究科 担 当 者

西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

杏 林 大 学 長 殿

**学 生 本 人** (本人の情報に変更有 ⇒ 至急「**教務課**」に変更届提出)

学籍番号・学年 \_\_\_\_\_ (学年: \_\_\_\_\_ 年)

氏名(署名捺印) \_\_\_\_\_ (印)

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号(携帯) \_\_\_\_\_

**保証人 (保護者)** (保証人の情報に変更有 ⇒ 至急「**教務課**」に変更届提出)

氏名(署名捺印) \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_ ) (印)

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号(携帯) \_\_\_\_\_

## 学 納 金 延 納 願

このたび、〔(支払いが遅れてしまう具体的理由) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_〕のため、

西暦 \_\_\_\_\_ 年度 ( 前期 ・ 後期 ) の学納金について、納入の延期をご承認くださるようお願い申し上げます。

以下に記載された「延納できる最長期日」までに納入することを約束し、期日を過ぎた場合は、学則により除籍処分となることに異議を申し立てません。

**延納できる最長期日** : **前期** 7月30日まで **後期** 12月28日まで ※土日の場合、直前の平日が期日となります。

### 注意事項

- 延納願(本紙)の提出期限 : **前期** 4月30日 **後期** 9月30日 ※土日の場合、直前の平日が期日となります。
- 延納願(本紙)の未提出の場合は、杏林大学学則及び杏林大学大学院学則の定めにより、学納金納入期限後の授業の出席、図書館、その他施設の利用が認められません。
- 延納願(本紙)に記載されている延納期日までに納入されない場合、杏林大学学則及び杏林大学大学院学則の定めにより除籍となります。
- 「延納願」は重要事項のため、必ず控え(コピー)を取ったうえで、延納願(本紙)を提出してください。

### ■書類提出先・問い合わせ先

杏林大学 学生支援課 (井の頭キャンパス : C棟1階)

Tel. 0422-47-8052

平日 9:00~17:15 / 土曜 9:00~13:00 ※日曜・祝日の受付不可